

達 示 第 2 3 号

令 和 3 年 5 月 2 4 日

大阪拘置所長 高 橋 昌 博

「死刑確定者遵守事項」の制定について

「死刑確定者遵守事項」を別紙のとおり定め、本年5月29日から施行する。

なお、平成27年3月12日付け達示第15号「「死刑確定者遵守事項の制定」について」は、本達示施行をもって廃止する。

しけいかくていしやじゆんしゆじこう
死刑確定者遵守事項

おおさかこうちしよ
大阪拘置所

遵守事項

第1 遵守事項

次に定める事項は、当所に收容されている間（当所の職員によって護送される場合や、未決拘禁者としての地位を併有する場合の出廷時と同じ。）、守らなければならない遵守事項です。

これに違反した場合、「刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第151条第3項に定める懲罰を科されることがあります。

また、その違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに刑罰を科されることもあります。

- 1 (逃走) 逃走し、又は逃走することを企ててはならない。
- 2 (自殺) 自殺を企ててはならない。
- 3 (自傷行為等) 自傷し、若しくは異物を飲み込むなどの身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 4 (視察妨害) 視察孔を壊し、汚損し、若しくは許可なく走ったり、隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。
- 5 (不正連絡) 許可なく、若しくは許可された方法によらず、他人（自己以外のすべての者をいう。以下同じ。）若しくは外部の団体等と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。
- 6 (拒食) 拒食を続けてはならない。

- 7 (診療等の拒否) 健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき、又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。
- 8 (暴動等) 集団で騒いだり、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 9 (火気不正使用等) 許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 10 (建物等の損壊) 建物、設備等を壊し、又は壊すことを企ててはならない。
- 11 (設備等の機能妨害等) 電気、ガス、水道、非常ベル、通路等施設の設備等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 12 (静穏障害) 壁や扉をたたくなどして騒音を発し、放歌し、口笛を吹き、又は正当な理由なく大声を発するなどして、静穏な環境を害してはならない。
- 13 (集団形成) 他人に対する脅迫、威圧、要求若しくは職員に対する反抗を目的として集団を形成し、又は形成することを企ててはならない。
- 14 (虚偽風説流布) 虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはならない。
- 15 (汚損行為等) 建物、設備、備品等に落書きをしたり、汚損したりしてはならない。
- 16 (残飯投棄等) 残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し、

また
又はたんやつばを吐き散らすなど、施設の環境衛生を害する行為
をしてはならない。

17 (物品不正製作等) 許可なく物品(現金を含む。以下同じ。)
を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又は
これらの行為を企ててはならない。

18 (物品不正授受) 許可なく他人と物品を授受し、又は授受する
ことを企ててはならない。

19 (酒・たばこの製作等) 酒類、たばこ若しくはこれらの類似の
ものを製作し、所持し、隠匿し、用い、若しくは他人と授受し、
又はこれらの行為を企ててはならない。

20 (シンナー等の吸飲) シンナー若しくはこれと類似のものを
吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。

21 (物品等不正使用) 使用を許可されている設備若しくは物品の
管理を怠り、又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる
用途に用い、若しくは定められた使用方法に反して使用してはな
らない。

22 (不正洗濯等) 許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を
洗い、水を用いて清拭し、お茶やジュース等を冷却し、又は水を
まき散らす等して、水を不正に使用してはならない。

23 (暴行等) 他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれ
らの行為を企ててはならない。

24 (けんか) 他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為
を企ててはならない。

25 (脅迫等) 他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させ

- る言動をなし、又は他人に対し義務なきことを強要してはならない。
- 26 (侮辱等) 他人を中傷し、ひぼうし、若しくは侮辱し、又は他人に対し粗暴な言動をしてはならない。
- 27 (物品喝取等) 他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ったりしてはならない。
- 28 (不正配食等) 不正に、配食又は喫食してはならない。
- 29 (とばく等) とばく、若しくはとばく類似の行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 30 (文身等) 文身を施し、又は髪若しくはまゆをそり込むなどして著しく特異な形に変えてはならない。
- 31 (性的行為等) 他人との間で、又は他人に対して性的行為をしてはならない。
- 32 (わいせつ行為等) 故意に陰部を露出するなど、他人にわいせつな又は嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。
- 33 (点検等の拒否等) 職員による人員点検若しくは身体、着衣、居室若しくは物品の検査を拒否し、又は妨害してはならない。
- 34 (職務執行妨害) 職員の職務の執行を、暴行、脅迫その他の方法で妨げてはならない。
- 35 (虚偽申告) 職員の職務上の調査、質問等に対して、虚偽の申告をしてはならない。
- 36 (反復要求) 職員に対し、強要にわたるような要求を繰り返してはならない。
- 37 (反抗) 職員に対し、抗弁、無視その他の方法で反抗してはな

らない。

38(無断離席等) 許可なく、定められた就寝位置を変更したり、指定された席若しくは場所を離れ、又は立入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

39(不正交談等) 交談を禁じられている時又は場所において、正当な理由なく話をし、又は話し掛けてはならない(別紙のとおり)。

40(動作時限違反) 故意に定められた動作時限に違反する行為をしてはならない。

41(刑罰法令違反) 刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

42(唆し行為等) 他の被収容者に対して、遵守事項若しくは特別遵守事項に違反することをあおり、唆し、又はこれを援助してはならない。

第2 職員の指示に対する違反

第1の遵守事項に違反した場合のほか、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第74条第3項の規定に基づき職員が行った刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行動についての指示に違反した場合にも、同法第150条第1項に基づき、同法第151条第3項に定める懲罰を科されることがあります。

別紙

次に掲げる時又は場所では交談を禁止します（遵守事項第1（3

9）関係）。

1 交談を禁止する時（いずれも、職員が許可した場合を除く。）

- (1) 就寝時間中
- (2) 人員点検中
- (3) 連行中
- (4) 単独運動中
- (5) 護送途中
- (6) 就業中（受刑者のみ。）
- (7) 行事中及びその待機中（受刑者のみ。）
- (8) 各種教育中（受刑者のみ。）

2 交談を禁止する場所（いずれも、職員が許可した場合を除く。）

- (1) 互いに異なる居室間
- (2) 互いに異なる運動区画間
- (3) 居室と廊下間
- (4) 面会待合室及びその廊下
- (5) 調べ室及びその廊下
- (6) 診察室、その待合室及びその廊下
- (7) 入浴場（脱衣場を含む。）
- (8) 検身場（受刑者のみ）
- (9) トイレ
- (10) 裁判所出廷留置場及び検察庁内留置場（共同室に収容されている場合を除く。）

(11) 出^{しゅつてい}廷^{てい}準^{じゅん}備^び室^{しつ}

(12) 理^り髮^{はつ}室^{しつ}

3 その他職員^{たしよくいん}が、当所^{とうじょ}の規^き律^{りつ}及^まび秩^{ちつ}序^{じょ}を維^い持^じするた^ために必^{ひつ}要^{よう}があ
ると認^{みと}めて交^{こう}談^{だん}を禁^{きん}止^しするこ^ことを指^し示^じした時^{とき}及^まび場^じ所^{かん}